

# 告示

## 埼玉県告示第八百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団賢雅会 しおどめ 歯科クリニック	八潮市南川崎 一九二―一	医療法人社団 賢雅会	介護予防居宅療養管理指導	令和四年八月一日
めぬま整形外科 通所リハビリテーションセンター	熊谷市妻沼東 四―六六―五	医療法人社団 幸豊会	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和二年四月一日
あおば薬局 戸田公園	戸田市新曽南 二―四―八	有限会社たがら薬局光が丘店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十六年一月一日
創健薬局 東みずほ台店	富士見市東みずほ台三―二 四―二二	有限会社たけなが薬局	居宅療養管理指導	令和四年七月十五日
ブレーメン薬局 幸手店	幸手市幸手二 八〇〇―一	株式会社ウイズ	介護予防居宅療養管理指導	令和四年八月一日